

第 1 3 8 号 議 案

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 5 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

第1条 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
(令和元年新宿区条例第14号) の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第30条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第30条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第30条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

別表備考2中「第27条第10項」を「第27条第11項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規

定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(提案理由)

職員等の給与改定に伴い会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）の施行による学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い規定を整備する必要があるため